

平成 29 年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果【全体版】

1 全体

○ 平成 30 年 6 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童は 28 人。

(※) 平成 29 年 6 月 1 日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童（以下、「調査対象児童」という。）は全国で 1,183 人。このうち平成 30 年 5 月 31 日までに所在等が確認できた児童は 1,155 人（97.6%）。

○ 平成 28 年度調査から引き続き居住実態が把握できない児童は、平成 30 年 6 月 1 日時点で 8 人。

状況	人数	割合
平成 29 年 6 月 1 日時点の調査対象児童	1,183 (28)	—
平成 29 年 6 月 2 日から平成 30 年 5 月 31 日までに所在等が確認できた児童	1,155 (20)	97.6%
平成 30 年 6 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童	28 (8)	2.4%

(※) 括弧内は、平成 28 年度調査において居住実態が把握できない児童として計上した児童数を内数で記載。

(参考) 平成 28 年度調査

状況	人数	割合
平成 28 年 6 月 1 日時点の調査対象児童	1,630 (26)	—
平成 28 年 6 月 2 日から平成 29 年 5 月 31 日までに所在等が確認できた児童	1,602 (15)	98.3%
平成 29 年 6 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童	28 (11)	1.7%

(※) 括弧内は、平成 27 年度調査において居住実態が把握できない児童として計上した 35 人のうち、

- ・平成 28 年 4 月 2 日から同年 5 月 31 日までの間（今年度調査の対象外の期間）に所在等が確認できた児童：5 人
- ・平成 28 年 6 月 1 日時点において 18 歳に達している者：4 人（うち 2 人は所在等確認済み）

を除いた児童数を内数で記載。

2 居住実態が把握できない児童（28人）の状況（平成30年6月1日時点）

（1）学年別の状況 （※）学年の時点は平成29年6月1日

学年	人数	割合
義務教育就学前	13	46.4%
小学生	4	14.3%
中学生	6	21.4%
義務教育修了後	5	17.9%
計	28	100.0%

（参考）平成28年度調査 （※）学年の時点は平成28年6月1日

学年	人数	割合
義務教育就学前	17	60.7%
小学生	3	10.7%
中学生	5	17.9%
義務教育修了後	3	10.7%
計	28	100.0%

（2）年齢別の状況 （※）年齢の時点は平成29年6月1日

年齢	人数	割合	年齢	人数	割合	年齢	人数	割合
0歳	2	7.1%	7歳	1	3.6%	14歳	3	10.7%
1歳	2	7.1%	8歳	2	7.1%	15歳	2	7.1%
2歳	2	7.1%	9歳	0	0.0%	16歳	2	7.1%
3歳	4	14.3%	10歳	0	0.0%	17歳	2	7.1%
4歳	1	3.6%	11歳	1	3.6%	計	28	100.0%
5歳	1	3.6%	12歳	0	0.0%			
6歳	1	3.6%	13歳	2	7.1%			

（参考）平成28年度調査 （※）年齢の時点は平成28年6月1日

年齢	人数	割合	年齢	人数	割合	年齢	人数	割合
0歳	3	10.7%	7歳	1	3.6%	14歳	1	3.6%
1歳	5	17.9%	8歳	0	0.0%	15歳	0	0.0%
2歳	3	10.7%	9歳	1	3.6%	16歳	2	7.1%
3歳	3	10.7%	10歳	1	3.6%	17歳	1	3.6%
4歳	2	7.1%	11歳	0	0.0%	計	28	100.0%
5歳	1	3.6%	12歳	1	3.6%			
6歳	0	0.0%	13歳	3	10.7%			

(3) 性別の状況

性別	人数	割合
男	16	57.1%
女	12	42.9%
計	28	100.0%

(参考) 平成 28 年度調査

性別	人数	割合
男	15	53.6%
女	13	46.4%
計	28	100.0%

(4) 家族の状況

内容	人数	割合
当該児童とともに家族の居住実態も把握できていない(※1)	18	64.3%
児童以外の居住実態は確認できている(※2)	6	21.4%
同居家族なし(※3)	1	3.6%
確認未実施	3	10.7%
計	28	100.0%

(※1) 住民票上で同居している保護者や兄弟姉妹のうち、当該児童とともに少なくとも1人以上把握できていない場合。

(※2) 状況としては、例えば、

- ・義務教育修了後で、家出により居住実態が把握できない状況となっている
- ・保護者の離婚等により世帯を別にする親とともに居住実態が把握できない状況となっている
- ・未就園、不登校等で親族とは面会できているが児童本人とは面会できていない状況となっている

(※3) 義務教育修了後で、親元を離れて生活している場合。

(参考) 平成 28 年度調査

内容	人数	割合
当該児童とともに家族の居住実態も把握できていない	23	82.1%
児童以外の居住実態は確認できている	3	10.7%
確認未実施	2	7.1%
計	28	100.0%

(5) 市町村の調査の状況

① 家庭訪問調査の状況

市町村が、調査対象児童の存在を最初に把握した時期以降に行った家庭訪問調査の回数を回答。

回数	人数	割合
1～4回	15	53.6%
5～9回	3	10.7%
10回以上	3	10.7%
未実施（※）	7	25.0%
計	28	100.0%

（※）理由については、例えば、

- ・海外に出国・居住に関する情報があり、住所地に居住していないことが明らかである場合
- ・関係機関からの情報により、住所地に居住していないことが明らかである場合 等

（参考）平成28年度調査

家族の状況	人数	割合
1～4回	16	57.1%
5～9回	4	14.3%
10回以上	3	10.7%
未実施	5	17.9%
計	28	100.0%

② 所在等を確認するために実施した主な調査先

調査先	人数
ア 同一市町村内の関係部署等	
・戸籍・住民基本台帳担当	14
・児童手当、児童扶養手当等担当	12
・教育委員会	12
・母子保健担当（保健センターを含む）	11
・児童家庭相談担当（福祉事務所の家庭児童相談室を含む）	10
イ 同一都道府県内の関係機関等	
・児童相談所	18
・他の市町村	3
ウ その他の都道府県内の関係機関等	
・児童相談所	4
・福祉事務所	3
・他の市町村	2
エ その他の関係機関等	
・警察署	22
・親族・友人・近隣住民等	7
・幼稚園・学校	6

（※）複数回答可のため、児童数の重複はあり。

(参考) 平成 28 年度調査

調査先	人数
ア 同一市町村内の関係部署等	
・児童家庭相談担当（福祉事務所の家庭児童相談室を含む）	18
・母子保健担当（保健センターを含む）	15
・戸籍・住民基本台帳担当	15
・児童手当、児童扶養手当等担当	12
・教育委員会	9
イ 同一都道府県内の関係機関等	
・児童相談所	16
・他の市町村	5
ウ その他の都道府県内の関係機関等	
・児童相談所	5
・他の市町村	4
エ その他の関係機関等	
・警察署	17
・親族・友人・近隣住民等	7
・幼稚園・学校	5

(6) 「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の把握の有無

内容	人数	割合
あり(※)	4	14.3%
なし・不明	24	85.7%
計	28	100.0%

(※) 理由については、例えば

- ・保護者による無理心中の可能性があるため
- ・生後、予防接種、健診等を一度も受けていないため
- ・就学させていない可能性が高いため

なお、4人については、要保護児童対策地域協議会へのケース登録、児童相談所、警察との情報共有・相談を行うなどして関係機関が連携して把握に努めている。

(参考) 平成 28 年度調査

内容	人数	割合
あり	3	10.7%
なし	25	89.3%
計	28	100.0%

(7) 要保護児童対策地域協議会へのケース登録、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼、警察への通報（相談）の状況

① 要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況

内容	人数	割合
登録あり	20	71.4%
登録なし（※）	8	28.6%
計	28	100.0%

（※）理由については、例えば、

- ・海外に出国している可能性があるため
- ・警察に通報（相談）しているため

（参考）平成 28 年度調査

内容	人数	割合
登録あり	19	67.9%
登録なし	9	32.1%
計	28	100.0%

② 児童相談所との情報共有・連携の状況

内容	人数	割合
実施済	18	64.3%
実施していない（※）	10	35.7%
計	28	100.0%

（※）理由については、例えば、

- ・海外に出国している可能性があるため
- ・警察に通報（相談）しているため

（参考）平成 28 年度調査

内容	人数	割合
依頼済	18	64.3%
依頼していない	10	35.7%
計	28	100.0%

③ 警察への通報（相談）の状況

内容	人数	割合
通報（相談）済（※1）	22	78.6%
通報（相談）していない（※2）	6	21.4%
計	28	100.0%

（※1）児童の状況としては、

- ・行方不明者届が提出されている児童：14人

- ・海外出国の可能性があるなどにより行方不明者届を提出していない児童：8人
- (※2) 理由については、例えば、海外に出国している可能性があるため。

(参考) 平成 28 年度調査

内容	人数	割合
通報（相談）済	17	60.7%
通報（相談）していない	11	39.3%
計	28	100.0%

(8) 海外出国の可能性に関する情報の有無

内容	人数	割合
可能性あり（※）	9	32.1%
可能性なし	19	67.9%
計	28	100.0%

(※) 理由については、例えば、

- ・親族等から児童が海外出国した旨の情報を得ているため
- ・保護者が外国籍であり、児童は国籍留保の届出をして他国の氏名のパスポートで出国している可能性があるため

(参考) 平成 28 年度調査

内容	人数	割合
可能性あり	10	35.7%
可能性なし	18	64.3%
計	28	100.0%

(9) DV等で他市町村で避難している可能性に関する情報の有無

内容	人数	割合
可能性あり	0	0.0%
可能性なし	28	100.0%
計	28	100.0%

(参考) 平成 28 年度調査

内容	人数	割合
可能性あり	0	0.0%
可能性なし	28	100.0%
計	28	100.0%

(10) 調査対象児童として判断した時期

時期	人数	割合	時期	人数	割合
平成 26 年度以前	7	25.0%	平成 28 年 3 月	1	3.6%
平成 27 年度中	2	7.1%	平成 28 年 4 月	2	7.1%
平成 28 年 4 月～12 月	7	25.0%	平成 28 年 5 月	6	21.4%
平成 29 年 1 月	1	3.6%	計	28	100.0%
平成 29 年 2 月	2	7.1%			

(参考) 平成 28 年度調査

時期	人数	割合	時期	人数	割合
平成 26 年度以前	9	32.1%	平成 28 年 3 月	2	7.1%
平成 27 年 4 月～12 月	9	32.1%	平成 28 年 4 月	3	10.7%
平成 28 年 1 月	0	0.0%	平成 28 年 5 月	3	10.7%
平成 28 年 2 月	2	7.1%	計	28	100.0%

(11) 調査対象児童の所在等を確認する上で生じている個々の問題点等

調査対象児童の所在等を確認する上で生じている主な問題点は、以下のとおり。

- ・ 二重国籍を有する可能性がある者で、住民票に記載のない外国の氏名の旅券を使用して出国している場合、東京入国管理局で出国状況の確認ができない
- ・ 住民票を置いたまま県外のホテル等を転々としており、保護者や児童との接触が困難

3 平成 28 年度調査から引き続き把握できない児童（8 人）の状況（平成 30 年 6 月 1 日時点）

状況	人数	割合
平成 29 年 6 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童	28	100%
平成 29 年 6 月 2 日から平成 30 年 5 月 31 日までに所在等の確認ができた児童	20	71.4%
平成 30 年 6 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童	8	28.6%

(参考) 所在等が確認できた児童（20 人）の把握方法

内容	人数	割合
東京入国管理局に出入（帰）国記録を照会し、出国確認できた児童	6	30.0%
目視により確認できた児童（※1）	10	50.0%
上記以外の情報により確認できたと判断した児童（※2）	4	20.0%
計	20	100.0%

（※1）市町村職員や、市町村が依頼した関係機関や関係者が、当該児童を目視により確認できた場合。

（※2）当該児童の所在について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして住所地市町村が判断した場合（例：海外での就学状況を親族からの提出資料等により確認した等）。

(1) 学年別の状況 (※) 学年の時点は平成 29 年 6 月 1 日

学年	人数	割合
義務教育就学前	0	0.0%
小学生	2	25.0%
中学生	3	37.5%
義務教育修了後	3	37.5%
計	8	100.0%

(2) 年齢別の状況 (※) 年齢の時点は平成 29 年 6 月 1 日

年齢	人数	割合	年齢	人数	割合	年齢	人数	割合
0 歳	0	0.0%	7 歳	0	0.0%	14 歳	2	25.0%
1 歳	0	0.0%	8 歳	1	12.5%	15 歳	1	12.5%
2 歳	0	0.0%	9 歳	0	0.0%	16 歳	0	0.0%
3 歳	0	0.0%	10 歳	0	0.0%	17 歳	2	25.0%
4 歳	0	0.0%	11 歳	1	12.5%	計	8	100.0%
5 歳	0	0.0%	12 歳	0	0.0%			
6 歳	0	0.0%	13 歳	1	12.5%			

(3) 性別の状況

性別	人数	割合
男	3	37.5%
女	5	62.5%
計	8	100.0%

(4) 家族の状況

内容	人数	割合
当該児童とともに家族の居住実態も把握できていない (※1)	4	50.0%
児童以外の居住実態は確認できている (※2)	4	50.0%
確認未実施	0	0.0%
計	8	100.0%

(※1) 住民票上で同居している保護者や兄弟姉妹のうち、当該児童とともに少なくとも 1 人以上把握できていない場合。

(※2) 状況としては、例えば、

- ・義務教育修了後で、家出により居住実態が把握できない状況となっている
- ・保護者の離婚等により世帯を別にする親とともに居住実態が把握できない状況となっている
- ・未就園、不登校等で親族とは面会できているが児童本人とは面会できていない状況となっている

(5) 市町村の調査の状況

① 家庭訪問調査の状況

市町村が、調査対象児童の存在を最初に把握した時期以降に行った家庭訪問調査の回数を回答。

回数	人数	割合
1～4回	3	37.5%
5～9回	1	12.5%
10回以上	3	37.5%
未実施(※)	1	12.5%
計	8	100.0%

(※) 理由については、関係機関からの情報により、住所地に居住していないことが明らかであるため。

② 所在等を確認するために実施した主な調査先

調査先	人数
ア 同一市町村内の関係部署等	
・教育委員会	7
・児童家庭相談担当（福祉事務所の家庭児童相談室を含む）	5
・児童手当、児童扶養手当等担当	5
・戸籍・住民基本台帳担当	5
・母子保健担当（保健センターを含む）	3
イ 同一都道府県内の関係機関等	
・児童相談所	7
・他の市町村	3
ウ 他の都道府県内の関係機関等	
・他の市町村	2
・児童相談所	1
エ その他の関係機関等	
・警察署	8
・親族・友人・近隣住民等	4
・幼稚園・学校	3

(※) 複数回答可のため、児童数の重複はあり。

(6) 「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の把握の有無

内容	人数	割合
あり (※)	1	12.5%
なし・不明	7	87.5%
計	8	100.0%

(※) 理由については、就学させていない可能性が高いなどのため。

なお、当該児童については、要保護児童対策地域協議会へのケース登録、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼、警察への通報（相談）を行うなどして関係機関が連携して把握に努めている。

(7) 要保護児童対策地域協議会へのケース登録、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼、警察への通報（相談）の状況

① 要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況

内容	人数	割合
登録あり	7	87.5%
登録なし (※)	1	12.5%
計	8	100.0%

(※) 理由については、警察に通報（相談）しているため。

② 児童相談所との情報共有・連携の状況

内容	人数	割合
実施済	7	87.5%
実施していない (※)	1	12.5%
計	8	100.0%

(※) 理由については、警察に通報（相談）しているため。

③ 警察への通報（相談）の状況

内容	人数	割合
通報（相談）済 (※)	8	100.0%
通報（相談）していない	0	0.0%
計	8	100.0%

(※) 児童の状況としては、

- ・行方不明者届が提出されている児童：7人
- ・海外出国の可能性があるなどにより行方不明者届を提出していない児童：1人

(8) 海外出国の可能性に関する情報の有無

内容	人数	割合
可能性あり (※)	2	25.0%
可能性なし	6	75.0%
計	8	100.0%

(※) 理由については、例えば、

- ・保護者が外国籍であり、児童は国籍留保の届出をして他国の氏名のパスポートで出国している可能性があるため

(9) DV等で他市町村で避難している可能性の有無

内容	人数	割合
可能性あり	0	0.0%
可能性なし	8	100.0%
計	8	100.0%

4 平成27年度調査から引き続き把握できない児童(8人)の状況(平成30年6月1日時点)

状況	人数	割合
平成29年6月1日時点で居住実態が把握できない児童	11	—
平成29年6月2日から平成30年5月31日までに所在等の確認ができた児童	3	27.3%
平成30年6月1日時点で居住実態が把握できない児童	8	72.7%

(参考) 所在等が確認できた児童(3人)の把握方法

内容	人数	割合
東京入国管理局に出入(帰)国記録を照会し、出国確認できた児童	1	33.3%
目視により確認できた児童(※1)	1	33.3%
上記以外の情報により確認できたと判断した児童(※2)	1	33.3%
計	3	100.0%

(※1) 市町村職員や、市町村が依頼した関係機関や関係者が、当該児童を目視により確認できた場合。

(※2) 当該児童の所在について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして住所地市町村が判断した場合(例: 関係機関等から児童の所在に関し信頼性の高い情報を得た等)。

※ 平成27年度調査から引き続き把握できない児童(8人)の詳細については、「3 平成28年度調査から引き続き把握できない児童(8人)の状況(平成30年6月1日時点)」に同じ。

5 平成 26 年度調査から引き続き把握できない児童（6 人）の状況（平成 30 年 6 月 1 日時点）

状況	人数	割合
平成 29 年 4 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童	6	—
平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 5 月 31 日までに所在等の確認ができた児童	0	0.0%
平成 29 年 6 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童	6	100.0%

(1) 学年別の状況 (※) 学年の時点は平成 29 年 6 月 1 日

学年	人数	割合
義務教育就学前	0	0.0%
小学生	1	16.7%
中学生	2	33.3%
義務教育修了後	3	50.0%
計	6	100.0%

(2) 年齢別の状況 (※) 年齢の時点は平成 29 年 6 月 1 日

年齢	人数	割合	年齢	人数	割合	年齢	人数	割合
0 歳	0	0.0%	7 歳	0	0.0%	14 歳	1	16.7%
1 歳	0	0.0%	8 歳	1	16.7%	15 歳	1	16.7%
2 歳	0	0.0%	9 歳	0	0.0%	16 歳	0	0.0%
3 歳	0	0.0%	10 歳	0	0.0%	17 歳	2	33.3%
4 歳	0	0.0%	11 歳	0	0.0%	計	6	100.0%
5 歳	0	0.0%	12 歳	0	0.0%			
6 歳	0	0.0%	13 歳	1	16.7%			

(3) 性別の状況

性別	人数	割合
男	3	50.0%
女	3	50.0%
計	6	100.0%

(4) 家族の状況

内容	人数	割合
当該児童とともに家族の居住実態も把握できていない (※1)	3	50.0%
児童以外の居住実態は確認できている (※2)	3	50.0%
計	6	100.0%

(※1) 住民票上で同居している保護者や兄弟姉妹のうち、当該児童とともに少なくとも 1 人以上把握

できていない場合。

(※2) 状況としては、以下の児童が存在。

- ・義務教育修了後で、家出により居住実態が把握できない状況となっている児童
- ・離婚して世帯を別にする一方の親とともに居住実態が把握できない状況となっている児童
- ・原因不明で居住実態が把握できない児童（要保護児童対策地域協議会へのケース登録、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼、警察への通報（相談）を行うなどして関係機関が連携して把握に努めている。）

(5) 市町村の調査の状況

① 家庭訪問調査の状況

市町村が、調査対象児童の存在を最初に把握した時期以降に行った家庭訪問調査の回数を回答。

回数	人数	割合
1～4回	2	33.3%
5～9回	1	16.7%
10回以上	2	33.3%
未実施(※)	1	16.7%
計	6	100.0%

(※) 理由については、関係機関からの情報により、住所地に居住していないことが明らかであるため。

② 所在等を確認するために実施した主な調査先

調査先	人数
ア 同一市町村内の関係部署等	
・教育委員会	5
・児童家庭相談担当（福祉事務所の家庭児童相談室を含む）	4
・児童手当、児童扶養手当等担当	3
・戸籍・住民基本台帳担当	3
・母子保健担当（保健センターを含む）	1
イ 同一都道府県内の関係機関等	
・児童相談所	5
・他の市町村	1
ウ その他の都道府県内の関係機関等	
・他の市町村	1
エ その他の関係機関等	
・警察署	6
・幼稚園・学校	2
・親族・友人・近隣住民等	2

(※) 複数回答可のため、児童数の重複はあり。

(6) 「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の把握の有無

内容	人数	割合
あり	0	0.0%
なし・不明	6	100.0%
計	6	100.0%

(7) 要保護児童対策地域協議会へのケース登録、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼、警察への通報（相談）の状況

① 要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況

内容	人数	割合
登録あり	5	83.3%
登録なし（※）	1	16.7%
計	6	100.0%

（※）理由については、警察に通報（相談）しているため。

② 児童相談所との情報共有・連携状況

内容	人数	割合
実施済	5	83.3%
実施していない（※）	1	16.7%
計	6	100.0%

（※）理由については、警察に通報（相談）しているため。

③ 警察への通報（相談）の状況

内容	人数	割合
通報（相談）済（※）	6	100.0%
通報（相談）していない	0	0.0%
計	6	100.0%

（※）児童の状況としては、

- ・行方不明者届が提出されている児童：5人
- ・海外出国の可能性のあるため行方不明者届を提出していない児童：1人

(8) 海外出国の可能性に関する情報の有無

内容	人数	割合
可能性あり（※）	1	16.7%
可能性なし	5	83.3%
計	6	100.0%

（※）理由については、保護者が外国籍であり、児童は国籍留保の届出をして他国の氏名のパスポートで出国している可能性があるため

(9) DV等で他市町村で避難している可能性の有無

内容	人数	割合
可能性あり	0	0.0%
可能性なし	6	100.0%
計	6	100.0%

6 所在等が確認できた児童（1,155人）の状況（平成29年6月2日から平成30年5月31日まで）

(1) 学年別の状況 (※) 学年の時点は平成29年6月1日

学年	人数	割合
義務教育就学前	895	77.5%
小学生	140	12.1%
中学生	81	7.0%
義務教育修了後	39	3.4%
計	1,155	100.0%

(2) 年齢別の状況 (※) 年齢の時点は平成29年6月1日

年齢	人数	割合	年齢	人数	割合	年齢	人数	割合
0歳	109	9.4%	7歳	28	2.4%	14歳	31	2.7%
1歳	158	13.7%	8歳	14	1.2%	15歳	18	1.6%
2歳	158	13.7%	9歳	20	1.7%	16歳	13	1.1%
3歳	252	21.8%	10歳	19	1.6%	17歳	15	1.2%
4歳	137	11.9%	11歳	12	1.0%	計	1,155	100.0%
5歳	59	5.1%	12歳	25	2.2%			
6歳	68	5.9%	13歳	20	1.7%			

(3) 性別の状況

性別	人数	割合
男	625	54.1%
女	530	45.9%
計	1,155	100.0%

(4) 所在等が確認できた方法

内容	人数	割合
ア 東京入国管理局に出入（帰）国記録を照会し、出国確認できた児童	500	43.3%
イ 目視により確認できた児童（※1）	442	38.3%
ウ ア及びイ以外の情報により確認できたと判断した児童（※2）	213	18.4%
計	1,151	100.0%

(※1) 市町村職員や、市町村が依頼した関係機関や関係者が、当該児童を目視により確認できた場合。

(※2) 当該児童の所在について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして住所地市町村が判断した場合（例：親族、近隣住民等から児童の所在に関し信頼性の高い情報を得た場合、医療機関を受診していることが判明し、その状況が確認できた場合 等）。

(参考) 平成 28 年度調査

内容	人数	割合
ア 東京入国管理局に出入(帰)国記録を照会し、出国確認できた児童	616	38.5%
イ 目視により確認できた児童	629	39.3%
ウ ア及びイ以外の情報により確認できたと判断した児童	357	22.3%
計	1,602	100.0%

(5) 出国確認以外の方法で所在等が確認できた児童((4)のイ及びウに該当する児童・655人)の詳細

① 所在等が確認できた方法の詳細

内容	人数	割合
頻繁な家庭訪問等により確認	195	29.8%
同一市町村内の関係部署等との情報共有で確認	357	54.5%
同一都道府県内の関係機関等との情報共有で確認	64	9.8%
他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認	39	6.0%
計	655	100.0%

(参考) 平成 28 年度調査

内容	人数	割合
頻繁な家庭訪問等により確認	285	28.9%
同一市町村内の関係部署等との情報共有で確認	554	56.2%
同一都道府県内の関係機関等との情報共有で確認	86	8.7%
他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認	61	6.2%
計	986	100.0%

② 所在等の確認につながる情報が得られた主な調査先

調査対象児童について調査を行い、所在等の確認につながった情報を提供した部署等を回答。

調査先	人数
ア 同一市町村内の関係部署等	
・母子保健担当(保健センターを含む)	262
・児童家庭相談担当(福祉事務所の家庭児童相談室を含む)	168
・児童手当、児童扶養手当等担当	134
イ 同一都道府県内の関係機関等	
・他の市町村	19
・児童相談所	18
ウ 他の都道府県内の関係機関等	
・他の市町村	14

	・児童相談所	11
	・福祉事務所	7
エ その他の関係機関等		
	・幼稚園・学校	109
	・親族・友人・近隣住民等	48
	・医療機関	42
	・保育所	42
	・警察署	15

(※) 複数回答可のため、児童数の重複はあり。

(参考) 平成 28 年度調査

調査先		人数
ア 同一市町村内の関係部署等		
	・母子保健担当（保健センターを含む）	286
	・児童家庭相談担当（福祉事務所の家庭児童相談室を含む）	146
	・児童手当、児童扶養手当等担当	134
イ 同一都道府県内の関係機関等		
	・児童相談所	26
	・他の市町村	23
ウ 他の都道府県内の関係機関等		
	・他の市町村	31
	・児童相談所	8
	・他の都道府県庁の関係部署	8
エ その他の関係機関等		
	・幼稚園・学校	186
	・親族・友人・近隣住民等	70
	・医療機関	55
	・保育所	47
	・警察署	24

③ 所在等が確認できた際の虐待又は虐待の疑いの有無

内容	人数	割合
あり (※)	44	6.7%
なし	611	93.3%
計	655	100.0%

(※) 理由については、例えば、

- ・虐待や虐待の疑いに関する周囲の者からの情報・通告歴があるため
- ・子どもを自宅に残しての外出や保護者の養育力不足等によるネグレクトの疑いがあるため

・学校に通わせていないため（教育ネグレクト）

なお、44人については、全て市町村又は児童相談所の支援等が行われた。

（参考）平成28年度調査

内容	人数	割合
あり	57	5.8%
なし	929	94.2%
計	986	100.0%

④ 虐待又は虐待の疑いありの場合のその後の支援の状況

支援等の内容	人数
ア 市町村による支援・活用した事業	
・助言指導	14
・継続指導	22
・児童相談所送致	2
・要保護児童対策地域協議会におけるケース管理	26
・養育支援訪問事業	7
・子育て世代包括支援センター事業	6
イ 児童相談所による支援・措置	
・助言指導	8
・継続指導	8
・児童福祉司指導	1
・一時保護	2

（※）複数回答可のため、児童数の重複はあり。

（6）「小学生」又は「中学生」で、出国確認以外の方法で所在等が確認できた児童（109人）の所在等確認時の教育状況

内容	人数	割合
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に在籍している	51	46.8%
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に在籍しているが、不登校状態にある	21	19.3%
学校に在籍しておらず、学校以外の教育機関（いわゆるインターナショナルスクール等）に通っている	17	15.6%
学校に在籍しておらず、学校以外の教育機関にも通っていない	7	6.4%
把握していない	13	11.9%
計	109	100.0%

(参考) 平成 28 年度調査

内容	人数	割合
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に在籍している	95	50.0%
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に在籍しているが、不登校状態にある	32	16.8%
学校に在籍しておらず、学校以外の教育機関（いわゆるインターナショナルスクール等）に通っている	35	18.4%
学校に在籍しておらず、学校以外の教育機関にも通っていない	12	6.3%
把握していない	16	8.4%
計	190	100.0%

平成30年6月1日時点で居住実態が把握できない児童数（都道府県別）

児童の数（人）

	平成29年6月1日時点の 調査対象児童数	平成29年6月2日から 平成30年5月31日までに 所在等の確認ができた 児童数	平成30年6月1日時点で 居住実態が把握できない 児童数
	①	②	③(=①-②)
北海道	12	12	0
青森県	0	0	0
岩手県	0	0	0
宮城県	5	5	0
秋田県	1	1	0
山形県	0	0	0
福島県	1	1	0
茨城県	32 (1)	32 (1)	0
栃木県	32 (2)	31 (1)	1 (1)
群馬県	23	21	2
埼玉県	104 (2)	104 (2)	0
千葉県	115	110	5
東京都	288 (4)	284 (2)	4 (2)
神奈川県	81	81	0
新潟県	2	0	2
富山県	21	21	0
石川県	0	0	0
福井県	0	0	0
山梨県	6	3	3
長野県	16 (2)	15 (1)	1 (1)
岐阜県	6	6	0
静岡県	58	57	1
愛知県	47 (1)	45 (1)	2
三重県	6	6	0
滋賀県	25	25	0
京都府	31	31	0
大阪府	39	39	0
兵庫県	50 (7)	50 (7)	0
奈良県	20	20	0
和歌山県	2 (2)	0	2 (2)
鳥取県	0	0	0
島根県	0	0	0
岡山県	4 (1)	3	1 (1)
広島県	16	16	0
山口県	4 (1)	4 (1)	0
徳島県	0	0	0
香川県	6	6	0
愛媛県	1	1	0
高知県	3	3	0
福岡県	47	47	0
佐賀県	0	0	0
長崎県	1	0	1
熊本県	20 (5)	19 (4)	1 (1)
大分県	6	6	0
宮崎県	0	0	0
鹿児島県	2	0	2
沖縄県	50	50	0
合計	1,183 (28)	1,155 (20)	28 (8)

※ 括弧内は、平成28年度調査において居住実態が把握できない児童として計上した児童数を内数で記載。

所在等の確認の取組事例

【事例①】～市町村内の関係部署・児童相談所等と連携した事案～

1. 所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等

- 実父、実母、兄、本児（1歳）の世帯。 ※年齢は平成29年6月1日時点
- 本児は、早産による低体重出生児として、市町村の母子保健担当課が把握。母子の退院後、当初は定期的に受診していたが、受診が途絶えるとともに、病院からの連絡に母が応答しなくなった。7～8か月児向けの定期乳児相談も未実施となり、市町村からも父母へ連絡したが、対応がない状況となった。以前、兄の健診時に体重増加不良があった情報も把握していたことから、所在等の確認が必要と判断。

2. 所在等の確認のための取組

- 民生委員の協力により、住所地住居に当該家庭の居住を確認。
- 住所地市町村が繰り返し行った家庭訪問や、父母らが別の用件で役所の他課に来庁した際に日時を約束して行った家庭訪問にも応答がなく、さらに、児童相談所へ情報提供する旨記載した文書を自宅ポストに投函するも当該家庭から連絡等がなされなかった。
- 児童相談所と協議を行い、児童相談所が住所地を訪問し、出頭要求告知書を自宅ポストに投函したところ、翌日、母より児童相談所へ連絡があり、児童相談所と市町村が同行して家庭訪問し、本児を確認した。

3. 所在等の確認後の児童への支援

- 本児について、発達の遅れ等が疑われたため、児童相談所と市町村が病院の受診に同行するなどの支援を実施。
- 市町村において、病院と連携し、本児の受診を継続して支援するとともに兄についても、保育所入所の支援を行い、保育所と連携して見守りを実施。定期的な訪問・連絡による養育支援を継続。

4. 本事例から得られた取組のポイント

- 市町村において、健診担当課保健師、家庭児童相談担当課職員及び家庭児童相談員等の多職種、複数課で連携し、調査対象児童としての把握、当該家庭への接触が行えた。
- 市町村と児童相談所が連携し、出頭要求を実施したことにより、本児の安全確認につながった。
- 安全確認後も病院と連携した本児の受診勧奨・通院支援、兄の保育所入所支援など、関係機関と連携による家庭全体への継続した支援につながられた。

【事例②】～児童相談所、警察等関係機関と連携した事案～

1. 所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等

- 実母、姉、本児（14歳）の世帯。 ※年齢は平成29年6月1日時点
- 義務教育課程において不登校状態となり、当初は保護者から学校、児童相談所等への相談があったものの、学校等からの連絡にも対応がなくなったことについて学校等から情報提供があったことから、所在等の確認が必要と判断。

2. 所在等の確認のための取組

- 要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係機関による家庭訪問を行うとともに、児童相談所間の転居先不明となった家庭の情報提供依頼手続き（CA情報送信）、東京入国管理局への出入国記録照会等の調査を実施。
- 児童相談所が親族へ働きかけ、警察署へ捜索願を提出。
- 市町村において住所地を定期的に訪問し、訪問時の状況を児童相談所及び警察と情報共有。繰り返しの訪問調査により、住所地に別世帯が入居したことが確認されたこと等について情報共有した結果、警察による調査により、本児世帯の市町村外の転居先が判明。
- 転居先の状況について、児童相談所及び警察が調査を継続した結果、児童相談所及び警察が同行訪問した際に本児を確認し、児童相談所が一時保護を実施。

3. 所在等の確認後の児童への支援

- 児童相談所が保護者に対して住民票異動について指導し、住所地市町村の住民基本台帳担当課において転出入手続きを支援。
- 一時保護を解除して家庭へ復帰後、本年3月に本児が転出先市町村の中学校を卒業するまでの間、児童相談所が定期的な訪問を継続し、経過観察を実施。その後も転居先市町村において継続的に支援を実施している。

4. 本事例から得られた取組のポイント

- 住所地の状況について市町村、児童相談所、警察が連携し、継続した状況確認及び調査を実施した結果、所在の把握につながった。
- 本児の世帯が再び居住実態が把握できない状態にならないよう、所在確認後も児童相談所等が訪問・支援等を継続した。

【調査概要】

1 調査の目的

居住実態が把握できない児童(※)やその家庭が特に支援を必要としている場合があり、平成26年11月の関係府省庁(内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁)による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」において、当該児童の所在等を確認するための市町村間の情報共有と連携のあり方等について申し合わせがなされたことを踏まえ、今後の対応策の検討の参考とするため、平成26年度以降、当該児童の所在及び安全確認のための市町村における取組状況等について調査を実施するもの。

(※) 当該市町村に住民票はあるが乳幼児健診が未受診等で、電話や家庭訪問等による連絡が取れない児童(以下の①～③のいずれかに該当)であって、市町村が引き続き所在及び安全の確認を行ったにもかかわらず、所在等が確認できない児童。

- ① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、連絡・接触ができない家庭に属する児童
- ② 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当(市町村独自の手当も含む。)の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている児童のいる家庭のうち、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、連絡・接触ができないため、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属する児童
- ③ 市町村教育委員会が、学校への就園・就学に係る事務(注)の過程で把握した児童のうち、市町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携してもなお電話、文書、家庭訪問等により連絡・接触ができない家庭に属する児童
(注) 学校において行う事務や、就園奨励費補助、就学時健診、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続に係る事務も含む。

2 調査の対象

全国の市町村(1,741市町村)

3 調査期間

平成29年6月1日から平成30年6月1日まで

4 主な調査内容

平成 29 年 6 月 1 日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童を調査対象児童とし、平成 30 年 6 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童及び平成 30 年 5 月 31 日までに所在等が確認できた児童に関する確認状況等について調査を実施。

＜居住実態が把握できない児童について＞

- ・市町村の調査状況（訪問調査回数、所在等確認のための調査先）
- ・要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況、警察への通報（相談）の状況 等

＜所在等が確認できた児童について＞

- ・所在等が確認できた方法
- ・所在等の確認につながる情報が得られた調査先
- ・所在等が確認できるまでの間又は所在等確認時における「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無 等

5 調査方法及び集計

市町村は、厚生労働省があらかじめ定めた調査票に記入して回答。
集計は厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において実施。